

7 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年3月12日

◆議案審査 県土整備部関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第50号議案及び第51号議案について、先ほど、消費税を納めなくてはいけないという答弁があった。総務省通知に従ったとのことだが、納めなければ法令違反になるのか。
2. 狹山環状有料道路には料金所があり、人が配置されているが、料金徴収のためにどれくらい経費がかかっているのか。
3. 第57号議案について、給与費が減額補正となっているが、減額となった職員数は何人か、また、1人当たりの減額額はどの程度か。
4. 平成25年4月、平成26年2月に設計労務単価の引上げがされたが、なかなか現場の末端労働者への賃金に反映されていないと聞いている。どう受けとめているか。
5. 第63号議案について、先ほど公園用地の買戻しが完結するとの答弁があった。公園用地の買戻しが全て完結するというのは单年度のことと思うが、10公園の拡張や整備を含めて完結ということになるのか。

A. 道路政策課長

1. 消費税の申告については、売上高から仕入高を引いたものについて納税の義務が生じる。これを偽ると法令違反となる。
2. 平成25年度については、年間で約4,400万円である。

A. 県土整備政策課長

3. 人数については、現員ベースでは839人と見込んでいる。また、減額額については、職位に応じて減額率が異なっているが、平均すると1人当たり28万6千円程度と推定している。

A. 建設管理課長

4. 計労務単価は、平成25年4月と平成26年2

月に引き上げられた。2月の引上げに合わせて、国から全国の建設関係団体に対して送付された文書の中で「業界を挙げて取り組んでこられたが、技能労働者の待遇改善に向けた取組は、まだ緒についたばかりである」との国の現状認識が示されている。

県では、今年1月に建設労働団体と賃金実態について意見交換した。その中で、昨年6月に団体が行ったアンケート結果では引上げが反映されていなかったが、その後、今年1月の段階では、鉄筋工や型枠工の賃金が上がってきているとのことであった。

Q. 村岡委員

1. 有料道路料金に関する消費税の納税者は県になるのか。
2. 料金徴収に関する人件費等の経費を考えると、狭山環状有料道路を無料化した方がよいのではないか。

A. 道路政策課長

1. 有料道路については、道路公社が納税義務者となる。道路公社は、地方公社法に基づくものである。
2. 狹山環状有料道路については、料金収入から料金徴収にかかる経費を差し引いても、償還するだけの利益があり赤字路線ではない。
引き続き、平成33年度までは料金徴収を行なながら償還を進めていく。

Q. 村岡委員

1. 県土整備部に関わる予算のうち、歳入の費目で消費税の増税分が上乗せされているものはあるか。
2. 災害初期対応能力強化事業について、市町と連携した整備が必要と考えるが、市町と相談しているのか。

3. 今回の大雪の除雪費用については、概算でどのくらいなのか。
4. ハッ場ダムの直轄治水事業費負担金について、今年度の負担金額はいくらか。また、これまでの負担金額と、最終的な負担金額の総計額はいくらか。

A. 県土整備政策課長

1. 一部の占用料で該当するかも知れないが、具体的に消費税を見込んでの整理はしていない。
2. 市町村との情報連絡は、既に防災行政無線のネットワークがある。このため、今回の新年度予算で考えている無線機については、市町村への配備はない。

A. 参事兼河川砂防課長

4. 平成26年度の県負担額は、治水分で3億5千万円程度である。治水分の最終的な負担総額は180億円である。平成25年度までの負担額は総額の8.5%程度である。

A. 道路環境課長

3. 概算で6億円程度である。

Q. 村岡委員

1. 占用料については、消費税増税をどの程度見込んでいるのか。
2. 災害初期対応能力強化事業については、防災行政無線という意味合いではなく、県土整備事務所と市役所などを同じスペックで連絡や情報共有を行えはどうかという趣旨で質問したものである。

A. 道路環境課長

1. 占用料は、土地の賃貸料と同様に考えられており、通常であれば消費税は非課税である。1か月未満の占用だと事業と捉えられ、消費税がかかることがあるが、このような事例はほとんどなく、歳入にほとんど影響しない。

A. 水辺再生課長

1. 河川占用料の主なものは、流水占用料及び土地占用料である。このうち、土地占用料は原則非課税であるが、1か月未満の土地貸付は課税対象となるため、消費増税の影響を受けることになる。

流水占用料のうち発電用の流水占用料は、河川法施行令により国土交通大臣が定める額である「単価×理論水力により算出した額に消費税分を乗じた額」となるので、単価×理論水力により算出した額に100分の108を乗じた額となる。

A. 県土整備政策課長

2. 県と市町村の通信は、既に防災行政無線でネットワークが構築されている。

今回は、県土整備事務所と地域の建設会社の間での通信を確保するものである。市町村と建設会社の連絡方法については、財政負担も関係するので、それぞれの市町村が効果的な災害対応の仕方、やりやすい方法を検討する中で、取り組む必要があると考えている。

◆議案審査 都市整備部・下水道局関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第57号議案について、給与費の減額補正が計上されているが、減額対象の職員の人数と平均の減額額を伺う。
2. 住宅・建築物耐震改修促進費について、減額補正の理由は何か。
3. 第64号議案について、平成21年度公営住宅建設費6億5千万円を減額補正した理由、また、5か年の継続事業というのは長いと思うが、理由は何か。
4. 第71号議案について、利益還元に当たり、今後の事業運営上必要な経費を一時的に県に留保するとの発言があった。必要な経費の内訳として、電気料金値上げの影響分と焼却灰等の放射能対策経費分があると聞いているが、それぞ

れに該当する経費はいくらか。また、その2つの経費は、仮に必要なかったとすれば、その分返還できたものなのかな。

5. 第81号議案について、くまがやドームの膜屋根の崩落に関する原因究明への取組はどうか。また、屋根の骨組みには損傷はなかったのか。

A. 都市計画課長

1. 対象者は401人、1人当たり平均額は約27万円である。

A. 建築安全課長

2. 耐震診断については、ほほ見込みどおりだが、設計や改修工事が見込みを下回ったものである。対象は民間の建物であることから、建物所有者の事業上の問題や、資金調達、テナントとの調整の難航などにより延期となったケースもあり、減額となったものである。

A. 住宅課長

3. 平成21年度の建設費では4団地の建替えを行っており、これらの工事請負費の契約差金による減額である。事業は5か年の継続事業の最終年度であり、工事費が確定したことにより、減額するものである。総事業費70億円に対して、減額割合は約9.3%である。

事業期間については、4か年の継続事業で行っている。平成21年度建設費については、大宮植竹団地について行政手続きに時間を要し、着工が遅れたためあり、昨年度の2月定例会で、事業期間の延長をお認めいただき、5か年の事業として行っている。

A. 下水道管理課長

4. 電気料金値上げの影響分として流域全体で約6億円、焼却灰等の放射能対策経費分として約1億7千万円となっている。この分が必要なくなり、他の経費についても変更がなければ、返還の対象となり得る。

A. 公園スタジアム課長

5. 設計業者や当時建設に携わった元請け業者、専門業者による原因究明の調査を行っている。崩落の原因としては、膜屋根の設計は積雪45cmを想定していたのに対して、熊谷地方気象台の発表では当時の積雪は62cmで、しかも雪質が重い状況であった。

Q. 村岡委員

1. 平成21年度公営住宅建設費については、手続きが遅れたということで5か年に延びたということあるが、この遅れにより、いくら経費が余分にかかったのか。計画と実際の金額の差はいくらか。
2. 国土交通省が構造に関する調査専門チームを立ち上げた。復旧に当たっては、安全第一に、どのように修理していくかを県民に知らせて理解を得る必要があると考える。期間がかかったらそれでもよいのではないか。また、詳細に調査した結果、骨組みに損傷があればその対応も踏まえた検討も必要である。単に元に戻すではなく、復旧は様々な観点から総合的な検討が必要ではないか。

A. 営繕理課長

1. 仮囲いや養生鉄板のリース料、現場事務所、現場代理人の経費など、8工区全体で約2,300万円の増額である。

A. 公園スタジアム課長

2. 復旧に当たっては、国庫補助事業の都市災害復旧費を見込んでおり、原形復旧が基本である。しかし、再び被害が起こらないように、ドーム内を暖めたり、上に雪が積もらないようにするなど追加の融雪対策を考えたい。

Q. 村岡委員

行政手続きの遅れにより、工事費が2,300万円の増額となった。

工事が始まる前に遅れたということだが、適正

な期間を見込んでおくべきではないか。

A. 営繕課長

手続き期間の見込み違いもあった。また、このほか、周辺住民からの意見に基づき、可能な部分は設計を修正するなど対応した期間もあった。今後は手続きに必要な適正期間を確保してまいりたい。

Q. 村岡委員

1. 第1号議案について、使用料などで消費税増税を見込んでいる予算計上はあるか。
2. 住宅・建築物耐震改修促進費については、前年度より約7千万円増額されており、大変結構なことと考える。ただ、平成25年度には様々な要因により、当初の補助予定額を下回ったが、どのように改善を図るのか。
3. 市街地再開発促進費補助について、川口市芝地区の事業の補助対象は何か。
4. 第12号議案について、大幅な増額でよいことである。今後、バリアフリー化の推進として、エレベーターの設置を見込んでいるのは何か所か。

A. 都市整備政策課長

1. 都市計画使用料及び普通財産の貸付料の一部に消費税の転嫁を予定している。内容のほとんどは、競輪、ボートなど公営競技に係るもの行政財産の使用料である。普通財産については、けやき広場とさいたまスーパーアリーナを株さいたまアリーナに貸し付けるものがほとんどである。

A. 建築安全課長

2. 平成26年度予算での主な増額は、診断費である。昨年の11月に耐震化促進法が施行され、大規模建築物の耐震診断が義務化されたことに伴い、補助限度額を撤廃したことなどによるものである。

民間への補助であるため、今後は、建築物所

有者の事情に合わせてきめ細やかな対応をしていきたい。今後も引き続き、改修補助制度に加え、県内3金融機関による融資制度と、業者を紹介する耐震サポーター登録制度の「3本の矢」を活用して、積極的に支援していきたい。

A. 市街地整備課長

3. 川口市芝地区は国の住宅地密集地域に指定されており、災害等に非常に危険がある箇所である。その改善を図るべく、民間が建築する共同住宅に補助するものである。平成26年度は、建築に先立ち、設計・調査費を計上するものである。

A. 住宅課長

4. エレベーター設置の基本的な考えは、5階以上のもの、今後長期に使用できるもの、高齢化率が高いところを選定して、バリアフリー化の一環として整備している。

平成26年度予算に計上されているものを含めて、該当するものは8団地10棟であり、これらを優先して整備していきたいと考えている。

村岡委員（討論）

第50号議案、第51号議案、第57号議案、第64号議案及び第71号議案に反対の立場から討論する。

第50号議案及び第51号議案については、いずれも消費税増税による料金値上げであり、反対である。狭山有料環状道路は、むしろこの機会に地元自治体・住民の無料化を求める声に応えるべきである。

第57号議案、第64号議案及び第71号議案については、いずれも職員給与の減額計上がある。全国一少ない職員数のかけ声の下、毎年職員数を減らされながらも、必死に職務に頑張っている職員の給与を減らすなどは行うべきではない。よって反対する。

村岡委員（意見聴取）

第1号議案については、直轄治水事業費負担金に八ッ場ダム負担金が計上されていること、歳入に消費税増税を見込んだ予算があることから、否とする。

◆県土整備部・下水道局関係 急施議案

Q. 村岡正嗣委員

1. 補正予算の事業箇所では、秩父市、皆野町、小鹿野町、飯能市などまだ雪が深いところがある。今回の大雪が、急施の事業に影響する箇所があるのか。また、影響がある場合は、事業内容を変更することがあるのか。
2. 昨年、設計労務単価が見直され、今回の補正予算についてはそれが反映されていると思うが、何%ぐらい増額されているのか。

A. 道路環境課長

1. 橋りょう修繕工事や耐震補強工事については、橋りょう部の雪がなくなれば実施にあまり影響はないものと考えている。

A. 道路街路課長

1. 新設道路関係では、除雪作業中のところもあり、全てを把握し切れていない。今後、現場状況を確認した上で対応したい。

A. 水辺再生課長

1. 合角ダムの事業については、無停電電源設備の更新工事であり、大雪による影響はない。

A. 参事兼河川砂防課長

1. 砂防事業として砂防堰堤や急傾斜地の斜面対策の工事があるが、現地の状況が未確認である。よく確認しながら、できるだけ早期に発注できるよう準備していきたい。

A. 県土整備政策課長

2. 労務単価の上昇分については、現在計上している予算の中で対応することになる。

Q. 村岡委員

地域の業者には、公共の仕事を受けてもなかなか厳しいという声がある。今後、大雪の影響で工事内容や、資材の搬入ルートを変更する必要があった場合、それが受注した側にかかると単価的に厳しく、また労務単価の引上げにつながらないと国の経済対策の効果が期待できない。このような問題には柔軟に対応されるのか確認したい。

A. 建設管理課長

契約後の施行条件の変更については、受注者と発注者間の協議により定めて対応していくこととしている。